

委任契約書

〇〇〇株式会社（以下、「甲」という。）と、司法書士法人中央合同事務所及び行政書士中央合同事務所（以下、司法書士法人中央合同事務所及び行政書士中央合同事務所を「乙」という。）とは、甲が乙に委任する業務に関し、次のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲は、以下に定める業務（以下、「本件業務」という。）を乙に委任し、乙はこれを受任する。

- (1) 甲又は甲の関連会社に対する会社法に関する事項、商業登記の添付書類とならない事項についての関係書類の作成、法的観点からの点検、修正案の作成
- (2) 前各号に関する調査、指導、助言
- (3) その他、上記前各号の業務に付随して甲が指示した業務

（報酬及び費用）

第2条 甲は、乙に対し、本件業務に関する当月分報酬として月額金〇万円（消費税別）を、翌月〇〇日限り、乙の指定する銀行口座に振込送金するものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

- 2 甲は、乙に対し、前項の報酬とは別に乙が本件業務を実施するために要する費用について、乙からの請求に基づき支払うものとする。ただし、乙は、当該費用について、甲に対し、事前に見積額を提示するものとする。

（成果物の使用権等）

第3条 甲は、本件業務において、乙が作成又は甲に提供した資料、報告書、その他の情報（以下、これらを総称して「成果物」という。）を、専属的に使用又は利用することができる。

- 2 乙は、成果物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

(資料等の扱い)

第4条 甲は乙に対して、本件業務遂行に必要な資料（以下、「必要資料」という。）を提供する。

- 2 乙は、必要資料を善良なる管理者の注意をもって扱うものとし、事前に甲の書面による承諾を得た場合を除いて複製しないものとする。
- 3 乙は、甲から受領した必要資料を本件業務の遂行以外の目的に使用しないものとする。
- 4 乙は、本契約終了後、甲の指示に従い、甲から受領した必要資料を破棄又は甲に返還しなければならない。

(秘密保持義務)

第5条 乙は、本件業務の遂行に関して知りえた甲の技術上、業務上及び営業上の情報一切（以下、「秘密情報」という。）を甲の事前の承諾を得ることなく第三者に開示・漏洩しないものとする。

- 2 乙は、乙の従業員のうち、本件業務のために秘密情報の開示を受ける必要的ある者のみに対し秘密情報を開示するものとし、当該従業員に対して秘密保持義務を課するものとする。
- 3 乙は、本契約が終了した場合には、秘密情報、秘密情報のすべての複製物及び秘密情報関連資料等を、甲の指示により直ちに返還又は破棄するものとし、甲より破棄に関して証明を求められた場合、証明書の交付も行うものとする。
- 4 本条の義務は本契約の期間終了後も有効とする。

(責任の制限)

第6条 甲は、成果物その他本件業務遂行結果（以下、「成果物等」という。）を甲の責任において利用するものとし、乙は成果物等について責任を負担しないものとする。

(中途解約)

第7条 甲及び乙は、本契約期間中であっても、3カ月前に相手方に書面で通知す

ることにより本契約を解除することができる。

- 2 前項の場合、解除の効力は乙の未履行部分についてのみ生じるものとし、甲は乙より履行部分の引渡しを受けた上で、報酬を甲乙協議の上清算するものとする。

(再委託の禁止)

第 8 条 乙は、本件業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(契約の解除)

第 9 条 甲は、乙が本契約に違反したときは、相当の期間を定めた催告をし、催告期間が終了しても違反が是正されない場合、本契約を解除できるものとする。

- 2 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 司法書士及び行政書士登録を抹消した時
 - (2) 破産開始手続、民事再生開始手続きの申立てがあったとき
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分等の強制執行、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (4) 支払停止、又は支払い不能に陥ったとき、若しくは手形が不渡りとなったとき
- 3 前二項の定めにより本契約が解除された場合、解除により損害賠償の請求を妨げないものとする。

(譲渡禁止)

第 10 条 甲及び乙は、本契約上の地位又は本契約に基づく権利及び義務を、相手方の書面による事前の承諾なしに、第三者に譲渡し又は担保に供し、その他一切の処分をしてはならない。

(有効期間)

第 11 条 本契約の有効期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇〇日までの1年間とする。但し、期間満了3カ月前までに、甲乙いずれからも本契約を

終了する旨の通知がない場合、1年間同一の条件で延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 本契約書に定めのない事項は甲及び乙がその都度協議して決定するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲

乙　　浜松市中区中央二丁目12番5号
司法書士法人中央合同事務所
社員 司法書士 神谷忠勝

浜松市中区中央二丁目12番5号
行政書士中央合同事務所
行政書士 古橋清二